

2024年12月26日

法人インターネットバンキング
をご利用のお客様へ

株式会社福島銀行

〈ふくぎん〉法人インターネットサービス利用規定の改定について

下記のとおり「〈ふくぎん〉法人インターネットサービス利用規定」を改定しますので、お知らせします。

記

1. 改定日

2024年12月26日（木）

2. 主な改定内容

番号	改定の観点	主な内容
1	定額自動振込サービスを導入します。	定額自動振込サービスを導入するにあたり、必要な条項を追加しました。
2	出金申請サービスを導入します。	出金申請サービスを導入するにあたり、必要な条項を追加しました。

3. 新旧対照表

改定内容の詳細については、別紙「新旧対照表」をご参照願います。

以上

〈本件に関するお問い合わせ先〉
事務部事務集中課
電話0120-55-2940
(受付時間：平日 午前9時～午後5時)

〈ふくぎん〉法人インターネットサービス利用規定（新旧対応表）

現行	変更後
<p>第5条 振込・振替サービス (略)</p> <p>(新)</p>	<p>第5条 振込・振替サービス (略)</p> <p>第6条 定額自動振込サービス</p> <p>1. 振込指定日 本サービスでは、あらかじめ振込日、振込額および振込先口座等を指定いただきます。 振込日が当行非営業日の場合は、あらかじめ指定いただいた取扱日（前営業日または翌営業日）で行います。なお、初回振込日が過去日または登録日を含む2営業日以内をご指定いただいた場合は、初回振込日は翌月以降となります。</p> <p>2. 振込期間 振込の期間は、振込開始月から5年先までの間で指定することができます。</p> <p>3. 手数料 振込の受付にあたっては、当行所定の振込手数料をいただきます。なお、請求書、領収書等の発行はいたしません。</p> <p>4. 振込資金の引落とし 当行は、本規程第4条第1項により振込依頼が確定した場合、毎月の振込指定日に振込資金、振込手数料をお客様の指定した支払口座から引き落とすものとします。</p> <p>5. 振込の取消 本規規定第5条 振込・振替サービスの取り扱いに準じます。</p>

現行	変更後
(新)	<p>6. 変更、解約</p> <p>(1) 本サービスは、振込期間の満了をもって終了します。</p> <p>(2) 本サービスを解約するとき、お客様のお使いの機器を用いてお手続きが可能です。</p> <p>(3) 振込元口座が解約された場合は、この契約は自動的に解約されたものとして取扱います。</p> <p>7. 取引限度額</p> <p>本規定第5条 振込・振替サービスの取り扱いに準じます。</p> <p>8. 振込・振替先口座へ入金できない場合の取扱</p> <p>本規定第5条 振込・振替サービスの取り扱いに準じます。</p> <p>9. 組戻し・振込内容の変更</p> <p>本規定第5条 振込・振替サービスの取り扱いに準じます。</p> <p>10. 依頼内容の照会</p> <p>本規定第5条 振込・振替サービスの取り扱いに準じます。</p> <p>第7条 出金申請サービス</p> <p>1. サービスの内容</p> <p>出金申請サービスは、契約者の依頼に基づき、あらかじめ登録されている契約口座を引落口座とした出金専用のQRコードを発行し、営業店のタブレットにかざすことで、預金通帳・払戻請求書または小切手を呈示いただくことなく、現金をお支払いするサービスです。</p> <p>QRコードを発行する際に、正当な依頼者である事を確認する承認番号を設定していただきます。</p> <p>発行されたQRコードの印刷物もしくは画像を営業店のタブレットへかざし、設定された承認番号を入力・照合することで、営業店のセルフキャ</p>

現行	変更後
	<p>ッシャーから指定された現金をお支払いします。</p> <p>2. 出金申請の限度額 申請可能な限度額は引落口座の支払限度額とします。なお 200 万円を超える金額の出金や、新札・二千円札での出金については、セルフキャッシュャーのご利用はできません。</p> <p>3. 出金申請の取り扱い可能日 出金申請のQRコードの有効日時は、QRを発行した1日間とし、かつ銀行の営業日で取引営業店の営業時間内とします。</p> <p>4. 出金申請依頼金額の引落し 出金申請の依頼金額は、預金通帳・払戻請求書または小切手を呈示いただくことなく、QRコードが発行された時点で引落口座から自動的に引き落とします。 出金申請の依頼を受付できない場合（残高不足、契約口座の解約、その他正当な理由による支払停止等の場合）は、当該出金申請の依頼は取り消すものとします。</p> <p>5. 出金申請の取り扱いができない場合の処理 営業店の機器故障など、出金申請の取り扱いができない場合は、出金された金額と同額を引落口座へ入金し、取引を終了させていただきます。</p> <p>6. 依頼の取消 出金申請のQRコードは、営業店でのタブレットにかざす、もしくは有効日時を過ぎた時点で無効となります。QRコードが有効な時点では、出金申請の申請照会画面から取消しを行うことができます。（無効となったQRコードは取り消すことができません） 出金申請を取消した時点で、出金申請金額と同額を引落口座へ入金し、依頼を取消します。</p>

現行	変更後
<p>第6条 照会サービス (略)</p> <p>第7条 税金・各種料金等の払込みサービス< P a y - e a s y (ペイジー) > (略)</p> <p>第8条 インターネット伝送サービス (略)</p> <p>第9条 パスワードの管理 (略)</p> <p>3. 当行が送付する「パスワード等」が記載されている「ご利用開始のお知らせ」等は契約者本人が厳重に管理し、他人に知られることのないよう、また紛失・盗難に遭わないよう十分注意してください。なお、当行職員から契約者に対して「ログインID」・「パスワード等」をお尋ねすることはありません。 (略)</p> <p>第10条 一般事項 (略)</p> <p style="text-align: right;">(令和6年7月16日改定)</p>	<p>第8条 照会サービス (略)</p> <p>第9条 税金・各種料金等の払込みサービス< P a y - e a s y (ペイジー) > (略)</p> <p>第10条 インターネット伝送サービス (略)</p> <p>第11条 パスワードの管理 (略)</p> <p>3. 当行が送付する「パスワード等」が記載されている「ご利用開始のお知らせ」等は契約者本人が厳重に管理し、他人に知られることのないよう、また紛失・盗難に遭わないよう十分注意してください。なお、当行社員から契約者に対して「ログインID」・「パスワード等」をお尋ねすることはありません。 (略)</p> <p>第12条 一般事項 (略)</p> <p style="text-align: right;">(2024年12月26日改正)</p>